

那須町公共施設等に関する民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民間事業者等から公共施設等の施設整備、利活用及び運営に関する効果的な提案(以下「提案」という。)を募り、当該民間事業者等により提案を事業化する制度(以下「民間提案制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 法人及び地縁による団体であって、提案した事項を適切かつ的確に遂行することができる意思及び能力を有するものをいう。
- (2) 公共施設等 町が所有する土地及び建物をいう。

(提案の募集)

第3条 町長は、次の各号に掲げる方法により、提案の募集を行うものとする。

- (1) 公募型 町が指定した公共施設等について、期間を定めて公募するもの
- (2) 提案型 前号の町が指定した公共施設等以外の公共施設等について、期間を定めずに募集するもの

(提案の内容)

第4条 民間事業者等は、この告示及び町長が別に定める募集要項(以下「募集要項」という。)に基づき、次に掲げる要件に該当する提案をすることができる。

- (1) 民間事業者等が備えている強みを活かし、公共施設等のサービスの向上を図ることができるもので、公共施設等の整備、利活用又は運営に関するもの
- (2) 町の公共施設マネジメントに貢献する施策に関するもの
- (3) 地域の雇用、地域経済の活性化が図られるもの
- (4) 町の新たな費用の支出を伴うことなく、民間事業者等による事業の実施が終了した後も、公共施設等に要する費用が従前と比較して著しく増大しないもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、提案の対象から除くものとする。

- (1) 単に公共施設等の事業又は施設の廃止に関する提案
- (2) 指定管理者導入施設のように、既に民間事業者等による管理を実施している公共施設等において、単に事業実施者になろうとする提案
- (3) 既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案
- (4) 公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業その他の民間事業者等が実施することが適当でない事業を含む提案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める提案

(提案をすることができる民間事業者等)

第5条 提案をすることができる民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の途中である者
- (3) 政治活動や宗教活動を主な目的としている者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (5) 那須町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団等(以下「暴力団員等」という。)に該当する者。又、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 那須町建設工事等指名停止措置要綱(平成18年那須町告示第12号)に基づく指名停止措

置を受けている者

- (7) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税等の滞納をしている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

(提案の実施)

第6条 提案をしようとする者(以下「提案者」という。)は、那須町公共施設等民間提案制度申請書(様式第1号)に募集要項に規定する必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第7条 町長は、前条の規定により提案者からの提案があったときは、当該提案を審査するため、那須町公共施設等民間提案制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 提案の評価に関すること。
- (2) 提案者の参加資格の確認及び選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民間提案制度の実施において決定しなければならない事項を検討すること。

3 審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 企画政策課長
- (5) 財政課長
- (6) 提案のあった公共施設等及び関連事業を所管する課局長
- (7) 公共施設等が所在する地区の代表者、公共施設等の利用者その他町長が必要に応じて指名する者

4 委員長には副町長を、副委員長には教育長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

8 前各項に定めるもののほか、審査委員会に必要な事項は、町長が別に定める。

(提案の採択)

第8条 審査委員会は、提案の内容及び提案者について次の各号の審査を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 提案を採用することにより、その公共施設等における公共サービスの向上又は地域活性化が著しく進展することが客観的に明らかであること
- (2) 提案を採用することにより、その公共施設等の整備又は維持管理に要する経費を著しく削減できることが客観的に明らかであること
- (3) その民間業者が権利を有する商標、特許、知的所有権その他これらに準ずる高度なノウハウが、提案内容の実現に必要であること
- (4) 随意契約の方法以外の方法で公共施設等の利活用を行う者を選定することにより、前号の高度なノウハウが流失し、又は提案者の損失に繋がるおそれが高いこと。

2 町長は、前項の規定による審査結果の報告を受けたときは、当該審査結果を踏まえ民間提案制度に適した提案を採択するものとする。

3 町長は、提案が採択された者及び採択されなかった者に、那須町公共施設等民間提案制度採択(不採択)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(提案の公表)

第9条 町長は、提案を採択した場合は、当該提案の概要を公表するものとする。

- 2 町長は、前項の内容について、個人情報及び知的財産等保護すべきと認められる情報がある場合は、当該内容を除いて公表することができる。

(提案の協議)

第10条 町長は、提案が採択された者(以下「交渉権者」という。)と事業化に向けた詳細な協議(以下「詳細協議」という。)を行うものとする。

- 2 町長は、詳細協議を行うに当たり、交渉権者と詳細協議に係る協定を締結するものとする。
- 3 詳細協議の期間は、原則として協定締結の日から1年間とする。ただし、町長が協議の期間を延長する必要があると認めたときは、この限りでない。

(提案の取扱い)

第11条 町長は、提案に含まれる民間事業者等の独自の技術、創意工夫、ノウハウ等が当該民間事業者等以外の民間事業者等に漏れることのないように必要かつ十分な措置を講ずるものとする。

(採択の取消)

第12条 町長は、前条の詳細協議により、提案に係る事業を実施することが困難であると認められたときは、当該事業の採択を取り消すことができる。

(事業の実施)

第13条 町長は、交渉権者との詳細協議が終了し、提案された事業を実施しようとするときは、事業を実施しようとする交渉権者と随意契約の方法により契約を締結し、事業を実施するものとする。

(費用負担)

第14条 提案に要する一切の費用は、当該提案をした民間事業者等の負担とする。

(庶務)

第15条 民間提案制度に係る庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。